**若年認知症ねりまの会　MARINE会則**

平成28年4月17日改定

1. 総則

（名称）

* 1. 本会は、若年認知症ねりまの会MARINE（以下、本会）と称する。

（目的）

* 1. 本会は、若年認知症になっても今までと同様な生活が送れるように、社会や地域に働きかけ、社会資源を有効に活用し、若年認知症を含む病気や障がいを持った人が差別なく生活し、相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の創造に資すること目的とする。

（事業）

第3条　本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

１）相談活動（電話相談10時～18時、随時面談による相談）

２）サロン・つどい活動（月1回）

３）その他（会報の発行、サポーター育成事業、講演会等）

1. 会員

（会員）

第4条　本会は、家族会員と賛助会員で構成する。家族会員は認知症を抱える本人・家族、賛助会員は本会の事業に賛同する個人ないし団体とする。

2　会員は毎年３月末までに会費を納入する。この日を越えて未納の場合は、退会したものとみなす。

1. 役員等

（役員）

第5条　本会に、代表１名、役員数名、会計１名、監事2名を置く。任期は１年とし、再任を妨げない。

（代表）

第6条　代表は、会を代表し、総会を司会する。また、会員の求めに応じて、臨時総会を招集できる。代表は役員会の推薦を受け、総会で承認される。

1. 会議

（会議）

第7条　本会の会議は、総会及び役員会とする。

（総会）

第8条　総会は、会の活動、会費の変更、会則の改定、その他の決定機関として、年に１回開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催できる。

2　総会で検討すべき事項の内容は、役員会が決定する。

（役員会）

第9条　役員会は、本会の目的を達成するために必要な事項を行うために置く。

1. 会計

（会費）

第10条　会費は年会費とし、家族会員は3,000円、賛助個人会員は2,000円、賛助団体会員一口10,000円とする。

2　会費の変更は、総会で決定する。

（経費）

第11条　本会の経費は、会費、協賛金、事業収入、寄附金品、その他の収入をもって充てる。

2　本会の会計の年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（監査）

第12条　代表は、会計の年度ごとに決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

1. 事務局

（名称）

第13条　本会に、その会務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局は、当分の間、東京都練馬区石神井町3－19－12大野壱番館301に置く。

1. 雑則

（雑則）

第1４条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会の議を経て、別に定める。

附則

1. この会則は、平成22年2月1日から施行する。
2. この会則は、平成23年4月1日から施行する。
3. この会則は、平成26年5月1日から施行する。
4. この会則は、平成28年4月17日から施行する。